

ハンセン病に関する 主なできごと

明治6(1873)年

ノルウェーの医学者ハンセンが、
らい菌を発見

明治40(1907)年

「癩(らい) 予防二関スル件」制定

・ハンセン病の患者を療養所に入所させるための法律でした(入所開始は明治42年から)。対象が限られていたため、療養所の入所者数は、ハンセン病患者全体の5%程度でした。

昭和6(1931)年

「癩予防法」制定(「癩予防二関スル件」を改定)

・これにより、国内のすべてのハンセン病患者を療養所に強制隔離するようになりました。これに前後して、各地で「無らい県運動」が行われました。

昭和18(1943)年

米国で治らい薬「プロミン」の有効性を発表

・ハンセン病は確実に治る病気となりました。

昭和28(1953)年

「らい予防法」制定(「癩予防法」を改定)

・「強制隔離」「懲戒検束」等を引き継いだ制度が残り、患者や回復者の方への人権侵害、家族への偏見や差別はなくなりませんでした。

平成8(1996)年

「らい予防法」廃止

・厚生大臣は、法の見直しが遅れたことなどを謝罪しました。

平成13(2001)年

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告(元患者側)勝訴の判決

・国は控訴せず、内閣総理大臣談話を発表しました。
また、衆参両院は謝罪決議を採択しました。

平成17(2005)年

「ハンセン病問題に関する検証会議」最終報告

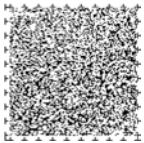
・国の委託により設置された同会議は、強制隔離政策の下に発生した人権侵害の実態について、医学的・社会的背景、療養所における処置など多方面から検証を行い、再発防止のための提言を行いました。

平成21(2009)年

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

令和元(2019)年

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行



国や東京都の取組

現在、国は、回復者家族への補償金支給のほか、患者・回復者の方の名誉回復や社会復帰に取り組んでいます。

東京都も、回復者家族への生活援護や療養所入所者への見舞金の給付などの事業を行っています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消するため、普及啓発を行っています。

もっと知りたいときは

1 国立ハンセン病資料館

- ・全国のハンセン病療養所や、国内外の関係機関から数多くの資料を収集し、展示しています。
- ・ハンセン病に関する約36,000冊の図書を収蔵した図書室があります。
- ・ハンセン病に関する普及啓発のための各種イベントを行っています。

[所在地] 東村山市青葉町4-1-13

[電話] 042-396-2909

[休館日] 月曜日及び国民の祝日の翌日(月曜日が祝日の場合は開館)、年末年始

[開館時間] 9時30分～16時30分(入館は16時まで)

2 東京都人権プラザ

- ・ハンセン病をはじめ様々な人権問題に関する展示や図書資料などがあります。

[所在地] 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1・2階

[電話] 03-6722-0123

[休館日] 日曜日、年末年始

[開館時間] 9時30分～17時30分

※新型コロナウイルス感染防止のため、休館日や開館時間等を変更することがあります。

このリーフレットに関する問合せは、下記をお願いします。

東京都総務局人権部人権施策推進課

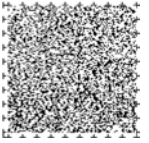
東京都新宿区西新宿2-8-1

電話:03(5388)2588/FAX:03(5388)1266

令和3(2021)年2月発行
印刷物規格表第1.4類
印刷番号(2)37



このリーフレットには、音声コードが開いた四角の両面に印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

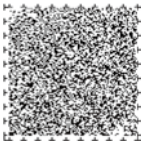


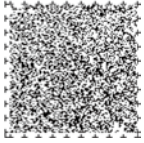
ハンセン病患者・回復者の人権

ハンセン病への 偏見や差別を なくそう



多磨全生園 望郷の丘
多くの入所者が、この丘から遠い故郷を望みました





偏見や差別は作られたものです

- 日本では、明治42(1909)年からハンセン病患者の療養所への入所が始まりました。

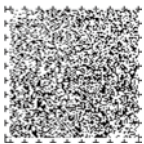
特に、昭和6(1931)年以降はハンセン病絶滅を理由に、すべての患者の強制隔離が進められ、同時に全国的な「無らい県運動」が行われました。このため、ハンセン病は人々の間に伝染力が強く「怖い病気」という誤解を生み、差別と偏見を大きくしたのです。

- 戦後、有効な治療薬により在宅で治療する病気となりましたが、強制隔離などを引き継いだ「らい予防法」は平成8(1996)年まで続きました。

このため、患者や治療した回復者だけでなく、その家族も就職や結婚を拒まれるなど、厳しい偏見や差別にさらされました。



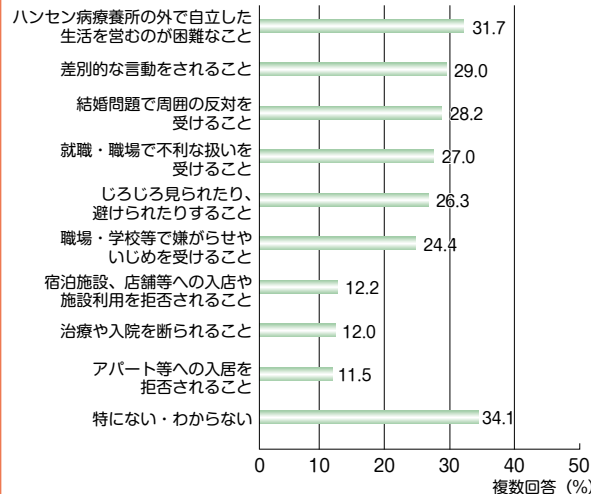
復元した旧男子独身寮 山吹舎



偏見や差別は今でも続いています

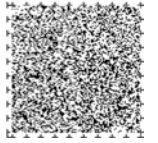
- 療養所入所者の方は、治療しても療養所から出られず、結婚は子供を生めない手術(断種)を条件に認められるなど、過酷な生活を強いられました。
- 患者や回復者の方の人権を侵害し、偏見や差別を助長する原因となった隔離政策を続けたことについて、国は平成8(1996)年に謝罪しましたが、現在に至っても、偏見や差別は残っています。
このため、「本名を名乗れない」「病気が治っても家族の元に帰ることができない」「亡くなってお骨になっても故郷にもどれない」という回復者の方が、今でも大勢います。
- 平成15(2003)年には、回復者の方が、ホテルの宿泊を断られるという事件がおきました。国は、著しい人権侵害と認定し、このホテルに対して再発防止の勧告を行うとともに、療養所所在地を中心とする重点啓発活動を行いました。
一方、この事件では、回復者の方を誹謗中傷する多くの手紙が送られるなど、依然として根深い差別が存在していることが明らかになりました。

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在どのような人権問題が起きていますか？



出典：「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月)(内閣府)

ハンセン病を正しく理解し、社会復帰を支援しましょう



- ハンセン病は、「らい菌」という感染力の極めて弱い細菌による感染症です。
- 感染しても発病することはほとんどありません。
- 遺伝病ではありません。
※現在、日本では新たな患者の発生はほとんどありません。
- 有効な治療薬により確実に治療します。
- 治療した回復者の方から感染する可能性はまったくありません。治療した後に残っている身体的変化は後遺症にすぎません。

私たち一人ひとりが、ハンセン病についての正しい知識や理解を持ち、差別や偏見をなくすために何ができるか、考えてみましょう。



約四千人の方々が眠る多磨全生園納骨堂

多磨全生園の皆さんは、ハンセン病の歴史を伝えるため、「人権の森」構想を進めています。

